

## 富士見市市民活動保険 Q & A

### 目次

・保険全般	1～3ページ	・スポーツ、草刈等	5ページ
・子ども会、交通・防犯・防災	4ページ	・町会活動	6ページ
		・その他	7～8ページ

### 保険全般

	質問	回答
1	この保険はどのような人が対象なのでしょう。	市内を拠点とする市民活動団体に属し、ボランティア活動を行う団体の指導者及び運営者等スタッフです。
2	個人で行うボランティアは対象となりますか。	対象となりません。団体で行うボランティアが対象です。 なお、団体に所属しなくても個人スタッフとして団体の市民活動に参加した場合は状況判断を行いますので、事故発生後は速やかに市役所協働推進課にご相談ください。
3	事前に登録や保険料がかかるのでしょうか。	登録及び保険料は必要ありません。 事故が起きてしまった後から、定められた手順で報告していただきます。 また、この保険は市の予算で契約をしています。
4	イベントを催した場合、不特定の参加者が考えられますが、その参加者は対象となりますか？	対象となりません。 市民活動を行う方が対象で、イベント等への来場者、参加者の事故は対象としていません。
5	万が一の事故のとき、補償が受けられるようにするために、何か必要なことがありますか。	事故発生後に、その活動が団体によるボランティア活動であると明確に立証できる資料を提出いただきます。 団体規約、事業計画、事業報告書、活動者の名簿等、普段からできるだけこれらを明文化しておいてください。

	質問	回答
6	私はボランティア活動中にケガをしましたが、所属団体は市と直接関わりはありません。どのようにすれば、補償が受けられますか？	本保険の対象は富士見市を拠点としている団体です。市と直接関わりがあるかどうかは関係ありません。
7	入院・通院補償金の請求の際には、必ず医師の診断書が必要ですか。	請求額によります。原則として、入院・通院を合わせた請求額が、10万円を超えない場合は、保険会社所定の事故報告書兼請求書に本人が必要事項を記入して診断書にかえることができます。
8	診断書料は、保険金で支払われますか。	支払われません。 傷害の程度を立証する費用は補償金請求者の負担となります。
9	熱中症は対象となりますか。	対象となります。
10	食中毒は対象となりますか。	対象となります。
11	入院、通院補償金の支払いにおける「治療日数」とはどのような意味ですか。	通常の場合は、「治療日数」とは、傷害を被り治療を開始した日から「平常の生活に従事することができる程度に治った日まで」の間の実治療日数（実際に入院又は通院した日数。）をいいます。治療期間の全日数が対象となるものではありません。 ただし、通院中、平常の生活に著しい支障があると認められる期間があるケースに限って、「著しい支障期間」を個別に認定し、通院しなかった日数も「治療日数」に算入します。 「著しい支障期間」とは、例えば、両足を骨折してギプスで固定している等の期間のことをいいます。
12	死亡補償金、後遺障害補償金、入院、通院補償金は重複して支払われますか。	支払われます。 限度額等は次のとおりです。 ・死亡補償金＋後遺障害補償金→500万円 ・死亡補償金＋入院補償金＋通院補償金→500万円＋入院補償金と通院補償金の合計額 ・後遺障害補償金＋入院補償金＋通院補償金→500万円＋入院補償金と通院補償金の合計額

	質問	回答
13	市外の人が参加する場合、その人も対象となりますか。	対象となります。 市内を活動拠点としている団体に所属していれば市外の人でも対象となります。
14	社会福祉協議会ボランティア保険に加入している場合、保険料は市民活動保険からも支払われますか。	傷害補償は両方から支払があります。賠償責任補償については、重複した支払はできません。団体で補償内容や金額等をご確認ください。
15	活動の場所に行く途中でケガをした場合は対象になりますか。	対象となります。 ただし、途中での買い物や、一般的な通常の経路を外れて寄り道をしたりすると対象外になります。 また、保険の対象となるのは傷害補償のみであり、賠償責任補償は対象となりません。
16	交通費を受け取った場合は、この保険の対象とならないのでしょうか。	対象となります。 交通費や食費、材料費代など、活動中に消費されるような実費程度のものは報酬とみなしません。